

幼児教育・保育の
無償化が始まります



町田市

2019年10月

はじめに

2019年10月から、「幼児教育・保育の無償化」が始まります。

幼児教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な役割を担っています。

また、今般の少子化の急速な進行や生活スタイルの変化のなかで、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってきており、社会全体で一人ひとりの子どもの主体的な成長を支えていくことが求められています。

こうしたなかで、すべての子どもが幼児教育を受ける機会が得られるように、また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、幼稚園、保育園、認定こども園やその他の就学前の教育・保育・療育等の事業において、利用料の無償化(*)を実施することになりました。

町田市は、未来を担う子どもたちが質の高い幼児教育・保育を受けられるように、引き続き子どもに関する施策に取り組んでまいります。今後ともご理解いただきますようお願いいたします。

※無償化の対象児童は、3～5歳児と市町村民税非課税世帯の0～2歳のお子さんです。また、利用する施設や事業によっては、利用料のすべてが無料にならない場合があります。

今後の法令改正等により、内容が変更となる場合があります。

主な用語等の解説

「無償化」

無償というと、保育園や幼稚園の費用すべてが無料になるイメージがありますが、本制度における「無償化」とは、給食費・体操服代等の費用を除いた基本的な利用料のみが0円になる施設や、軽減される金額の上限が設定されている施設など、すべての費用が無料になるものではありません。一般的に使う「無償」とは用語の使用方法が少し異なりますのでご注意ください。

「保育料」

「保育料」は、給食費や体操服代等の費用や、教育充実費等として園が設定する料金を除いた基本的な利用料のことをいいます。認可保育所・認定こども園・一部の幼稚園では、市町村が各世帯の市町村民税の額に基づいて決定する部分の利用料を指します。

「幼稚園」

都道府県等による認可を受けている幼稚園をいいます。なお、幼稚園は2種類の制度があります。1つは、子ども・子育て支援制度に移行しておらず、保育料が各園において一律で設定されている園(私学助成園)。もう一つは、2015年度から始まった子ども・子育て支援制度によって、保育料が世帯の市町村民税額に基づいて決定されている園(施設給付園)です。町田市内にある園がどちらであるか確認する場合は、26～27ページをご確認ください。

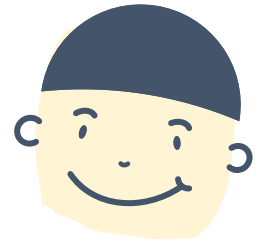
認定区分

8～19ページの各施設ページ右上の表は、無償化の対象児童となるために必要な認定区分です。

○: 必須 (): 必要に応じて取得可能

認定区分	1号	新1号
	2号	(新2号)
	3号	新3号

● 幼児教育・保育の無償化の目的は？



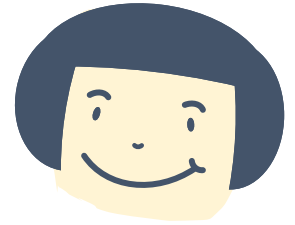
1. 就学前の子どもたちに、幼児教育の機会を提供

2. 子育て世帯の経済的負担の軽減

3. 未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支援^(※)

※消費増収分を活用し、必要な地方財源を確保することとされています。

● 幼児教育・保育の無償化は誰が対象？



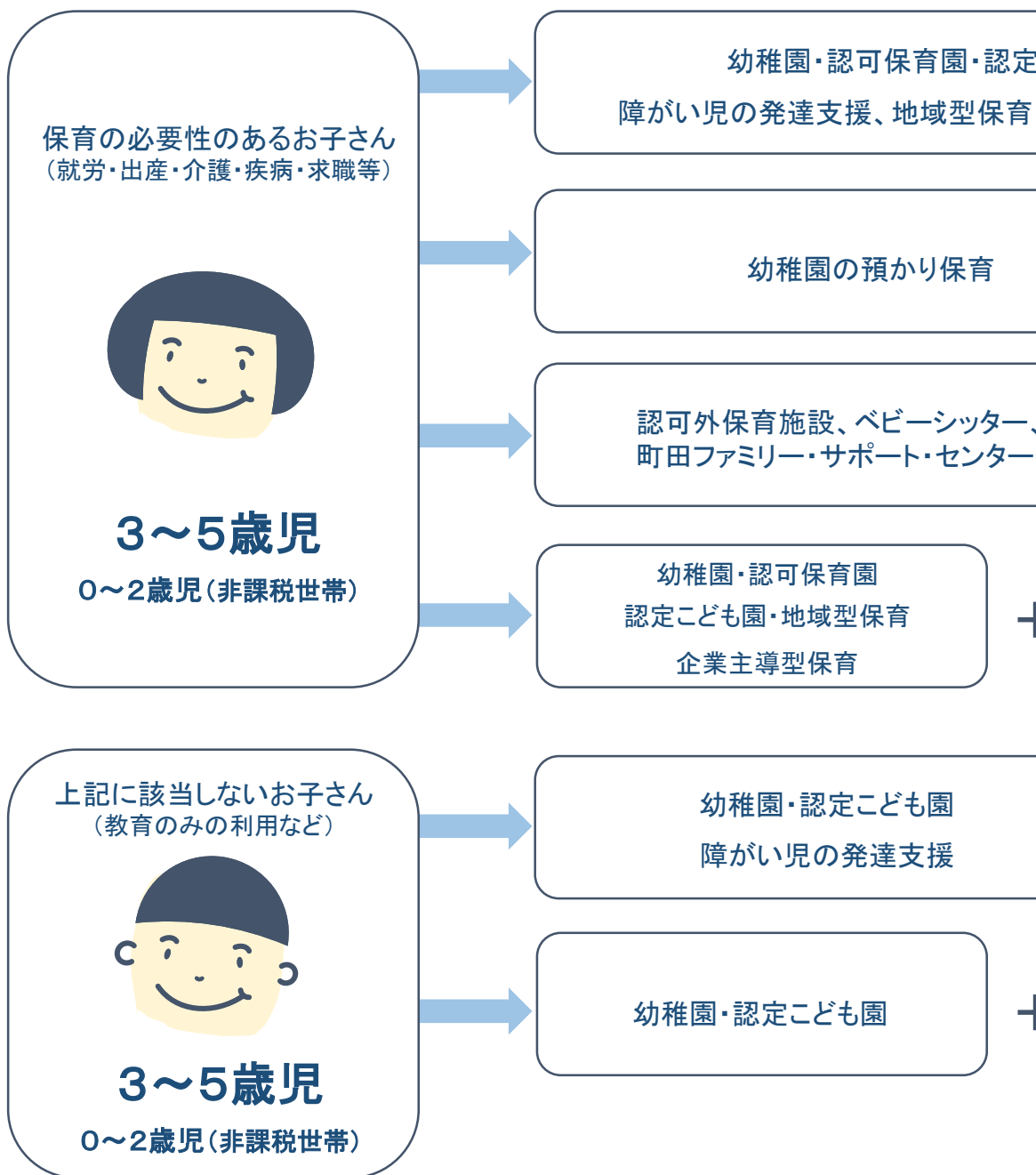
1. 幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する
3～5歳児と非課税世帯0～2歳児です^(※)。

(※) 給付対象は町田市に住所のある世帯の子ども。

2. ただし、利用する施設によっては利用料
のすべてが無償となるわけではありません。

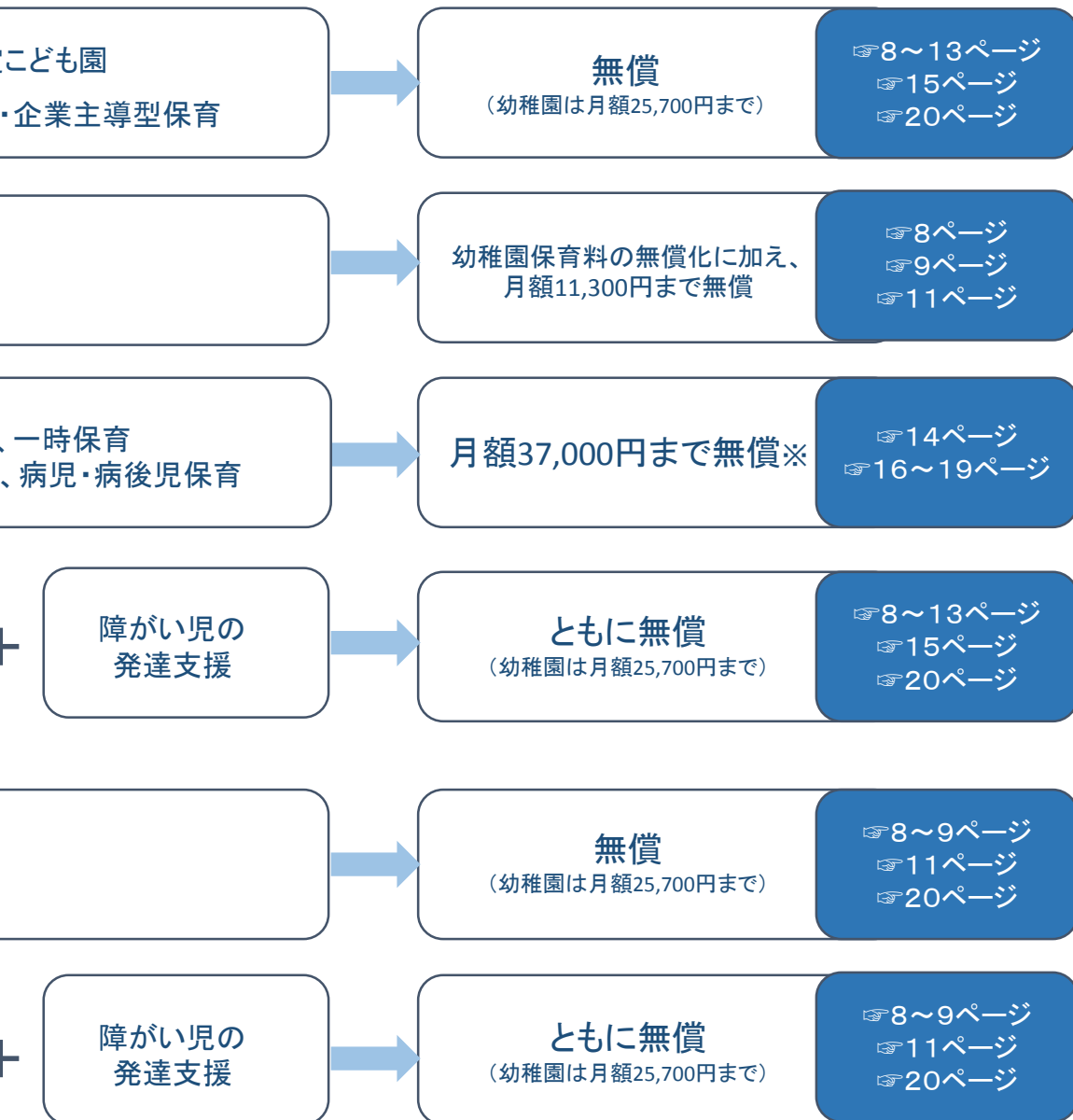
3. 利用する施設によって、利用料の無償化の
内容が異なりますので、よく確認してください。

幼児教育・保育の無償化の概要



■これから入園や利用を検討している方へ
申込前に、施設をよく見学してください。

園選びには「町田市保育コンシェルジュブック」



※市区町村民税が非課税世帯の0～2歳児のお子さんについては、月額42,000円まで無償となります。

子ども・子育て支援制度の認定区分

幼児教育・保育の無償化開始によって、新しい認定区分が創設されました。利用する施設によって必要な認定は異なります。詳しくは、保育・幼稚園課へお問合せください。

これまでどおり

■子どものための教育・保育給付（現在の認定区分）

認定区分	認定の条件(※1)
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども
2号認定	満3歳以上で、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する子ども
3号認定	満3歳未満で、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する子ども

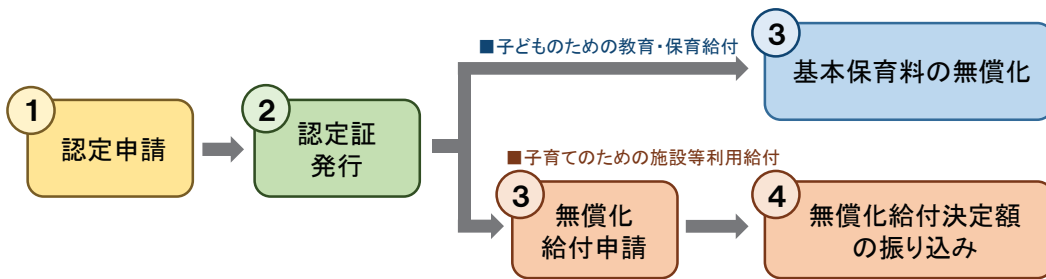
■子育てのための施設等利用給付（新設） **new!!**

認定区分	認定の条件(※1)
新1号認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定以外の子ども
新2号認定(※2)	4月1日時点が満3歳以上で(※3)、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する子ども
新3号認定(※2)	4月1日時点が満3歳未満で(※3)、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する住民税非課税世帯の子ども

(※1) 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。

(※2) すでに現在の2号、3号認定を受けている場合は、新2号、新3号の認定は必要ありません。

(※3) 新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。



保育時間区分	利用の該当施設
教育標準時間	幼稚園(施設給付園) 認定こども園
保育標準時間／保育短時間	保育園 認定こども園
保育標準時間／保育短時間	保育園・認定こども園 小規模保育園・家庭的保育者等

保育時間区分	利用の該当施設
時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成園)
時間区分の認定なし	幼稚園、認定こども園(※4) 認証保育所、認可外保育施設(※5)
時間区分の認定なし	一時保育、預かり保育、病児・病後児保育 町田ファミリー・サポート・センター

(※4) 幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号に該当することで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。

(※5) 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設を従業員枠で利用する場合は、認定の必要はありません。

幼稚園 (私学助成園)

※子ども・子育て支援制度に移行していない園

認定区分	1号	新1号
	2号	(新2号)
	3号	新3号

無償化の内容	各園の保育料のうち 月額25,700円まで給付
対象のお子さん	満3歳以上の園児 ※教育認定を受けている市内在住のお子さん ※未就園児クラスは対象外
認定手続き	認定申請書を各幼稚園へ提出 ※新2号は、保育の必要性のわかる書類を添付
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が月額25,700円まで軽減されます。
特記事項	<ol style="list-style-type: none">1. 月額上限額25,700円には、入園料も含まれます。2. 25,700円の給付に加え、世帯の住民税額に基づき東京都の保護者補助金(月額上限1,800~6,200円)が給付されます。3. 預かり保育を利用する場合、新1号認定は保護者負担となります。新2号認定は別途申請により月額11,300円まで給付されます。4. 給食費等は保護者負担となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は、保護者の申請により減免となります。5. 町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育の併用は、一部の幼稚園を除き、無償化の対象とはなりません。6. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

☎お問合せ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2138

幼稚園 (施設給付園)

※子ども・子育て支援制度に移行している園

認定 区 分	1号	新1号
	(2号)	(新2号)
	3号	新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	<p>満3歳以上の園児</p> <p>※教育認定を受けている市内在住のお子さん ※未就園児クラスは対象外</p>
認定手続き	<p>認定申請書を各幼稚園へ提出</p> <p>※在園児は申請済みなので不要 ※新2号・2号は、保育の必要性のわかる書類を添付</p>
給付手続き	<p>特段ありません。</p> <p>保育料の負担が無償となります。</p>
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無償化に加え、世帯の住民税額に基づき東京都の保護者補助金(月額上限1,800～6,200円)が給付されます。 2. 預かり保育を利用する場合、1号認定は保護者負担となります。新2号認定は、別途申請により月額11,300円まで給付されます。 3. 給食費等は保護者負担となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は減免となります。 4. 町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育の併用は、一部の幼稚園を除き、無償化の対象とはなりません。 5. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

☎お問合せ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2138

認可保育園

認 定 区 分	1号	新1号
	2号	新2号
	3号	新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	<p>3～5歳児クラス</p> <p>※保育認定を受けている市内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象</p>
認定手続き	<p>保育の利用申込とともに、認定申請書を町田市へ提出</p> <p>※在園児は申請済みなので不要</p>
給付手続き	<p>特段ありません。</p> <p>保育料の負担が無償となります。</p>
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 給食費等は保護者負担となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は、減免となります。 延長保育料は、無償化の対象にはなりません。 町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

☎お問い合わせ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2138

認定こども園

(1号認定のお子さんの利用の場合)

認定区分	1号	新1号
	(2号)	(新2号)
	3号	新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	満3歳以上の園児 ※教育認定を受けている市内在住のお子さん ※未就園児クラスは対象外
認定手続き	認定申請書を各認定こども園へ提出 ※在園児は申請済みなので不要 ※新2号・2号は、保育の必要性のわかる書類を添付
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が無償となります。
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無償化に加え、世帯の住民税額に基づき東京都の保護者補助金(月額上限1,800～6,200円)が給付されます。 2. 預かり保育を利用する場合、1号認定は保護者負担となります。2号・新2号認定は、別途申請により月額11,300円まで給付されます。 3. 給食費等は保護者負担となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は減免となります。 4. 町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育の併用は、一部の幼稚園を除き、無償化の対象とはなりません。 5. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

お問い合わせ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2138

認定こども園

(2号・3号認定のお子さんの利用の場合)

認 定 区 分	1号	新1号
	2号	新2号
	3号	新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	3～5歳児クラス ※保育認定を受けている市内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	保育の利用申込とともに、 認定申請書を各認定こども園へ提出 ※在園児は申請済みなので不要
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が無償となります。
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 給食費等は保護者負担となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は減免となります。 延長保育料は、無償化の対象にはなりません。 町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

☎お問い合わせ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2138

地域型保育

(小規模保育・事業所内保育・家庭的保育者)

認定区分	1号	新1号
	(2号)	新2号
	3号	新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	住民税非課税世帯の0～2歳児クラス ※保育認定を受けている市内在住のお子さん
認定手続き	保育の利用申込とともに、認定申請書を町田市へ提出 ※在園児は申請済みなので不要
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が無償となります。
特記事項	<ol style="list-style-type: none">1. 給食費の徴収はありません。その他の費用は保護者負担となります。2. 延長保育料は、無償化の対象にはなりません。3. 町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。4. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。5. 地域型保育の利用は、原則として2歳児クラスまでとなります。

☎お問い合わせ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2138

認証保育所

(東京都の認証を受けている保育施設)

認定区分	1号	新1号
	(2号)	新2号
	(3号)	新3号

無償化の内容	各園の保育料のうち 月額37,000円まで給付 ※0～2歳児は月額42,000円まで給付
対象のお子さん	3～5歳児クラス ※保育認定を受けている市内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	保育の必要性の書類とともに認定申請を町田市に提出 ※すでに認定を受けている場合は手続き不要
給付手続き	1. 認証保育所経由で請求書(専用様式)を町田市に提出 2. 書類審査後、給付額を保護者の口座へ振り込み
特記事項	1. 無償化とは別に、特定認可外保育施設入所児童保護者補助金制度(月額最大20,000円)があります。保育料を上限とし、併給できます。 2. 給食費等は保護者負担となります。 3. あわせて一時保育、町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育を利用する場合、上記の月額37,000円(0～2歳児は月額42,000円)の範囲内までは給付対象となります。 4. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

☎お問い合わせ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 子ども総務課 TEL:042-724-2551

企業主導型保育所

(主に従業員が利用できる保育施設、
施設によっては地域枠もあります。)

認定 区分	1号	新1号
	(2号)	新2号
	(3号)	新3号

無償化の内容	標準的な保育料の無償化 ※標準的な保育料とは、国が定めている年齢帯ごとの基準。
対象のお子さん	3～5歳児クラス ※保育認定を受けている市内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	企業主導型保育所において保育の必要性の確認が必要。地域枠の利用者は、市の認定が必要か企業主導型保育所に確認していただき、必要な場合は町田市子ども生活部保育・幼稚園課(042-724-2137)にご連絡ください。
給付手続き	特段ありません。 標準的な保育料の負担が無償となります。
特記事項	<ol style="list-style-type: none">給食費等は保護者負担となります。延長保育料は無償化の対象とはなりません。町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

📞お問合せ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

- ・ その他の認可外保育施設
- ・ ベビーシッター

認定区分	1号	新1号
	(2号)	新2号
	(3号)	新3号

無償化の内容	各園の保育料のうち 月額37,000円まで給付 ※0～2歳児は月額42,000円まで給付
対象のお子さん	3～5歳児クラス ※保育認定を受けている市内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	保育の必要性の書類とともに認定申請を町田市に提出 ※すでに認定を受けている場合は手続き不要
給付手続き	1. 保育料の領収証(施設が発行)等、必要書類を毎月毎にとりまとめ、保護者が町田市に請求 2. 書類審査後、給付額を保護者の口座へ振り込み
特記事項	1. 給食費等は保護者負担となります。 2. あわせて一時保育、町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育を利用する場合、上記の月額37,000円(0～2歳児は月額42,000円)の範囲内までは給付対象となります。 3. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。 4. 認可外保育施設は、児童福祉法に基づく認可外の設置届を都道府県等に届出している保育施設が無償化の対象です。 5. ベビーシッターは、保育士、看護師、または国が定める一定の研修を受講している事業者が対象です。

☎お問合せ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 子ども総務課 TEL:042-724-2551

一時保育

(保育園等をスポットで利用、
または定期利用を行う場合)

認 定 区 分	1号	新1号
	(2号)	新2号
	(3号)	新3号

無償化の内容	利用料金の内、月額37,000円まで給付 ※0～2歳児の非課税世帯は月額42,000円まで
対象のお子さん	3～5歳児クラス ※保育認定を受け、保育園・幼稚園等に在園していない市内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	保育の必要性の書類とともに認定申請を町田市に提出 ※すでに認定を受けている場合は手続き不要
給付手続き	1. 保育料の領収証(施設が発行)等、必要書類を毎月毎にとりまとめ、保護者が町田市に請求 2. 書類審査後、給付額を保護者の口座へ振り込み
特記事項	1. 給食費等は保護者負担となります。 2. あわせて町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育を利用する場合、上記の月額37,000円(0～2歳児は月額42,000円)の範囲内までは給付対象となります。 3. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。 4. 一時保育については、無償化の給付対象ではない保育園もあります。対象園かどうかは、利用前に各施設に確認してください。

お問合せ

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 子ども総務課 TEL:042-724-2551

町田ファミリー・サポート・センター

認定区分	1号	新1号
	(2号)	新2号
	(3号)	新3号

無償化の内容	<p>利用料金の内、月額37,000円まで給付</p> <p>※0～2歳児の非課税世帯は月額42,000円まで</p>
対象のお子さん	<p>3～5歳児</p> <p>※保育認定を受け、保育園・幼稚園等に在園していない市内在住のお子さん</p> <p>※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象</p>
認定手続き	<p>保育の必要性の書類とともに認定申請を町田市に提出</p> <p>※すでに認定を受けている場合は手続き不要</p>
給付手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1. 援助活動報告書等、必要書類を各月毎にとりまとめ、保護者が町田市に請求 2. 書類審査後、給付額を保護者の口座へ振り込み
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食事代、おやつ代等の費用は無償化の対象外となります。 2. 「預かり」と併せて利用される「送迎」については無償化の対象ですが、「送迎」のみの利用は無償化の対象外です。 3. あわせて認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、病児・病後児保育を利用する場合、上記の月額37,000円(0～2歳児は月額42,000円)の範囲内までは給付対象となります。 4. 障がい児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。

📞お問合せ

【事業に関すること】 町田市子ども生活部 子育て推進課 TEL:042-724-4468

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 子ども総務課 TEL:042-724-2551

病児・病後児保育

(病児保育・病後児保育の利用)

認定区分	1号	新1号
	(2号)	新2号
	(3号)	新3号

無償化の内容	利用料金の内、月額37,000円まで給付 ※0～2歳児の非課税世帯は月額42,000円まで
対象のお子さん	3～5歳児 ※保育認定を受け、保育園・幼稚園等に在園していない市内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	保育の必要性の書類とともに認定申請を町田市に提出 ※すでに認定を受けている場合は手続き不要
給付手続き	1. 保育料の領収証(施設が発行)等、必要書類を毎月毎にとりまとめ、保護者が町田市に請求 2. 書類審査後、給付額を保護者の口座へ振り込み
特記事項	1. 利用料2,000円(減額の方は1,000円)が対象となります。(食事代、延長料金等は対象となりません) 2. あわせて認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、町田ファミリー・サポート・センターを利用する場合は、上記の月額37,000円(0～2歳児は月額42,000円)の範囲内までは給付対象となります。 3. 障がい児の発達支援サービスは食材費等を除き、無償で併用できます。 4. 八王子(広域利用)市在住の方の手続きについては八王子市にお問い合わせください。

📞お問合せ

【事業に関すること】 町田市子ども生活部 子育て推進課 TEL:042-724-4468

【認定に関すること】 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 TEL:042-724-2137

【給付に関すること】 町田市子ども生活部 子ども総務課 TEL:042-724-2551

障がい児の発達支援

(障がいのある児童が、療育を受けるために利用する制度)

無償化の内容	基本利用料の無償化
対象のお子さん	満3歳になった後の最初の4月から 小学校入学までの3年間
対象サービスの 内容	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③居宅訪問型児童発達支援 ④保育所等訪問支援 ⑤福祉型障害児入所施設 ⑥医療型障害児入所施設
認定手続き	認定申請書を地域の障がい者支援センターか子ども発達支援課へ提出 ※すでに利用している場合は手続き不要
給付手続き	特段ありません。 基本利用料の負担が無償となります。
特記事項	1. 食事の提供に要する費用や日用品費等のこれまでも実費負担とされた費用は、利用者の負担となります。 2. 医療型サービスで提供される治療にかかる費用は、利用者の負担となります。 3. 障がい児の発達支援は、幼稚園、保育所及び認定こども園等の両方を利用できます。

📞お問合せ

【サービス利用に関すること】

町田市地域福祉部 障がい福祉課支援係 TEL:042-724-3089

町田市子ども生活部 子ども発達支援課推進係 TEL:042-726-6570



Q & A よくある 質問と回答

無償化対象のお子さんは
3～5歳児と一部の0～2歳児。

無償化の対象年齢3～5歳児と一部の0～2歳児は、いつ時点の年齢でしょうか。

4月1日時点の満年齢です。年少、年中、年長、または、0歳児、1歳児、2歳児クラスなどのクラス年齢と同じです。

ただし、満3歳クラスの学級がある幼稚園や認定こども園においては、年度中に満3歳を迎えた前日からの対象となり、クラス年齢では2歳児クラスですが、例外的に幼児教育の無償化の対象となります(※1)。

また、0～2歳児のお子さんで無償化の対象となるのは、保護者の市区町村民税所得割額の合算が0円となる非課税世帯のお子さんです(※2)。それ以外のお子さんについては、これまでどおりの保育料がかかります。

(※1)幼稚園については、学校教育法上、満3歳から入園ができるためです。ただし、未就園児教室(プレ教室)等の入園前のお子さん、また、認可を受けていない幼児教育施設のお子さんについては、幼児教育の無償化の対象とはなりません。

(※2)市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は、保育料算定上控除の対象とはならないため、実際の課税額とは異なる場合があります。また、祖父母等と同居している場合等により、保護者が非課税であっても、無償化の対象にならない場合があります。



Q & A よくある 質問と回答

無償化は、基本の保育料部分のみ。
園によっては上限がある。

幼稚園・保育園・認定こども園に通っていれば、保育料や給食費などは、すべて無料になるのでしょうか。

給食費^(※1)などを除く、基本の保育料のみが無償化されます。

ただし、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園(私学助成園)は、月額25,700円が給付の上限となります^(※2)。子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園、保育園、認定こども園は基本の保育料が無償化されます。

給食費は、食材の費用を勘案して各園が設定します。各園では、子どもの成長や発達に応じて、栄養面、健康増進、食育等の観点から、給食の提供に関する様々な工夫を日々行っております。給食費は、期限までに在籍している園にお支払いいただきますようお願いいたします。

(※1)給食費の料金は、各園によって異なります。0～2歳児については、給食費用が保育料に含まれているため、利用者の方が給食費として直接お支払いすることはありません。

(※2)子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園(施設給付園)の現行制度における保育料の最高額も25,700円です。



Q & A よくある 質問と回答

一部の世帯では、給食費の負担が減免となる場合がある。

給食費(※1)の支払いが減免されるのはどのような場合ですか。

幼稚園、保育園、認定こども園に在籍している3～5歳児のお子さんのなかで、世帯年収約360万円未満(市区町村民税所得割が一定以下)の世帯のお子さん、第3子として認定されるお子さんです(※2)。

税額が一定以下とは下表のとおりです。

認定の区分	市区町村民税所得割額合計の基準(※3)
教育(1号認定)の場合	77,101円未満
保育(2号認定)の場合	57,700円未満 (ただし、ひとり親等(※4)の場合は77,101円未満)

(※1)給食費の料金は、各園によって異なります。

(※2)給食費減免対象となる第3子の認定は、教育(1号認定)の場合は小学校3年生までのお子さんの人数、保育(2号認定)の場合、小学校就学前までのお子さんの人数によりカウントした取扱いとなります。ただし、上記の表に該当する税額が一定基準以下の世帯のお子さんについては、年齢制限を設けずにきょうだいのカウントを行います。

(※3)市区町村民税の年度は、4～8月分までは前年度、9～3月分までは当年度の税額が基準となります。算定方法については、21ページの(※2)もご覧ください。

(※4)ひとり親世帯とは、ひとり親及び在宅障がい児(者)のいる世帯です。



Q & A よくある 質問と回答

無償化とはいえ、一旦利用料を払い、
払った分の給付を受けるケースもある。

一時保育、病児・病後児保育、町田ファミリー・サポート・センターの利用料が軽減されるにはどうすればよいですか。

一時保育、病児・病後児保育、町田ファミリー・サポート・センターの利用料が軽減されるのは、認可保育園等^(※2)に在籍していない3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児のなかで、保育の認定を受けているお子さんです^(※1)。

各利用料は、利用ごとに一旦施設にお支払いただきますので、領収証等を受け取ったら保管してください。後日取りまとめて、町田市役所に申請してください^(※3)。利用料の軽減は下表のとおりです。

保育の認定の区分	給付の上限額
3～5歳児(2号認定)の場合	合計 37,000円/月
0～2歳児(3号認定)の場合	合計 42,000円/月

(※1) 保育の認定を受けていないお子さんは、無償化の対象となりません。保育の認定は、現在の保育園等の入園の要件と同様に、就労・出産・介護・就学等の理由によりお子さんの保育の必要性が認められることです。

(※2) 認可保育園等とは、認可保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育園、家庭的保育者などです。

(※3) 取りまとめていただいた領収証等の申請方法は、町田市HP(まちだ子育てサイト)等でご案内いたします。



Q & A よくある 質問と回答

運営や設備の基準を
満たしていない認可外保育施設は、
5年間しか無償化の対象とならない。

認可外保育施設等とは、どのような保育施設ですか。どこの施設を利用しても無償化の対象となるのでしょうか。

認可外保育施設等とは、児童福祉法に基づく設置届出を都道府県等に提出している保育施設です。無償化の対象となる認可外保育施設は、市町村が法令上の確認項目を審査し、無償化給付対象の施設であると認めた施設です。都道府県等が定めている運営や設備の基準を満たしていない施設については、無償化の対象は5年間^(※1)のみとなっています。また、ベビーシッター事業については、保育士や看護師の資格保有者、または国が定める一定の研修を受講した事業者のみが、無償化の対象となります。

認可外保育施設等の利用にあたっては、利用前に見学し、契約条件や保育内容等をよく確認してください。

(※1) 幼児教育・保育の無償化が2019年10月開始なので、2024年9月30日までの5年間となります。この間に各事業者は、運営や設備の基準を満たすことが求められています。今回開始する制度では、基準を満たしていない保育施設も含めて無償化の対象となりますので、利用にあたっては、利用前に見学し、契約条件や保育内容等をよく確認してください。

町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
1	相原幼稚園	220	194-0211	相原町4445-3	782-2104	幼稚園(私学助成園)
2	桜美林幼稚園	160	194-0213	常盤町3613-3	797-0796	幼稚園(私学助成園)
3	小川幼稚園	175	194-0003	小川1-18-1	795-1134	幼稚園(私学助成園)
4	けいしょう幼稚園	240	195-0061	鶴川1-5-2	708-8787	幼稚園(私学助成園)
5	境川幼稚園	280	194-0036	木曾東3-16-17	791-3680	幼稚園(施設給付園)
6	第一富士幼稚園	200	194-0044	成瀬7-10-19	723-4055	幼稚園(私学助成園)
7	たちはな幼稚園	240	194-0014	高ヶ坂6-29-1	726-4984	幼稚園(私学助成園)
8	玉川学園幼稚園部	190	194-0041	玉川学園6-1-1	739-8928	幼稚園(私学助成園)
9	つくし野天使幼稚園	180	194-0001	つくし野2-18-4	795-5127	幼稚園(私学助成園)
10	鶴川幼稚園 鶴川女子短期大学附属	320	195-0054	三輪町122-12	044-988-4074	幼稚園(私学助成園)
11	鶴川平和台幼稚園	105	195-0053	能ヶ谷6-41-1	735-4918	幼稚園(施設給付園)
12	鶴川若竹幼稚園	360	195-0063	野津田町1303	735-5210	幼稚園(私学助成園)
13	鶴間幼稚園	280	194-0005	南町田2-12-1	795-1450	幼稚園(施設給付園)
14	成瀬台幼稚園	180	194-0043	成瀬台2-2-12	726-9123	幼稚園(施設給付園)
15	原町田幼稚園	100	194-0013	原町田3-9-16	722-2454	幼稚園(施設給付園)
16	藤の台幼稚園	180	195-0071	金井町3040-2	725-5472	幼稚園(私学助成園)
17	町田こばと幼稚園	315	194-0032	本町田2904	723-1494	幼稚園(私学助成園)
18	町田こひつじ幼稚園	350	194-0014	高ヶ坂2-37-24	723-3687	幼稚園(私学助成園)
19	町田サレジオ幼稚園	180	194-0215	小山ヶ丘4-6-2	775-3120	幼稚園(私学助成園)
20	町田すみれ幼稚園	240	194-0212	小山町4365-1	773-1151	幼稚園(私学助成園)
21	町田ひまわり幼稚園	140	194-0012	金森1-8-26	726-1207	幼稚園(施設給付園)
22	町田文化幼稚園	210	194-0023	旭町1-17	726-1008	幼稚園(私学助成園)
23	南ヶ丘幼稚園	240	194-0003	小川6-2-1	795-0057	幼稚園(施設給付園)
24	山ゆり幼稚園	240	194-0032	本町田3450	723-2474	幼稚園(施設給付園)
25	夢の森幼稚園	200	195-0054	三輪町1051-2	044-988-7811	幼稚園(私学助成園)

(※1)町田市内の教育・保育施設一覧は、まちだ子育てサイトでもご覧いただけます。



(※2)幼児教育を行うことを目的とした無認可の施設のうち、町田市の基準を満たした施設はこちらから確認できます。



町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
26	和光鶴川幼稚園	170	195-0057	真光寺町1271-1	735-2291	幼稚園(私学助成園)
27	認定こども園 開進幼稚園	290	194-0032	本町田3350-24	725-7851	認定こども園
28	カナリヤこども園	400	195-0074	山崎町2088-1	791-2290	認定こども園
29	認定こども園 きそ幼稚園	300	194-0036	木曾東1-27-26	722-5144	認定こども園
30	認定こども園 高ヶ坂幼稚園	400	194-0014	高ヶ坂5-6-19	728-0321	認定こども園
31	認定こども園 子どもの森幼稚園	380	194-0213	常盤町3031-2	797-7631	認定こども園
32	幼保連携型認定こども園 さふらん	268	194-0032	本町田2441	791-0036	認定こども園
33	認定こども園 正和幼稚園	210	195-0074	山崎町2261-1	791-2746	認定こども園
34	認定こども園 玉川中央幼稚園	140	194-0041	玉川学園2-3-27	725-8446	認定こども園
35	認定こども園 鶴川シオン幼稚園	105	195-0062	大蔵町2216	735-3136	認定こども園
36	認定こども園 光幼稚園	420	194-0012	金森3-41-1	796-1912	認定こども園
37	幼保連携型認定こども園 町田自然幼稚園	400	194-0035	忠生2-7-5	791-0015	認定こども園
38	町田市立こうさぎ保育園	96	194-0211	相原町792	772-3034	認可保育所
39	町田市立金森保育園	100	194-0015	金森東1-12-16	723-3664	認可保育所
40	町田市立大蔵保育園	120	195-0062	大蔵町1984	735-3600	認可保育所
41	町田市立山崎保育園	122	195-0075	山崎1-2-14	792-0155	認可保育所
42	町田市立町田保育園	89	194-0013	原町田6-26-15	722-2679	認可保育所
43	こひつじ保育園	166	194-0013	原町田2-11-5	722-2672	認可保育所
44	町田ときわ保育園	110	194-0213	常盤町3465-1	797-3345	認可保育所
45	つるかわ保育園	120	195-0062	大蔵町2177-2	735-5562	認可保育所
46	小山保育園	140	194-0212	小山町954	797-3042	認可保育所
47	たかね保育園	159	195-0074	山崎町2160-4	791-2705	認可保育所
48	小野路保育園	127	195-0064	小野路町1416	735-2314	認可保育所
49	すみれ保育園	120	194-0036	木曾東2-8-1	723-3229	認可保育所
50	木曾保育園	100	194-0036	木曾東4-13-7	792-0361	認可保育所

(※1)町田市内の教育・保育施設一覧は、まちだ子育てサイトでもご覧いただけます。



(※2)「町田市保育コンシェルジュブック」では、園ごとに詳細情報をご覧いただけます。



町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
51	草 笛 保 育 園	133	194-0032	本町田3133-5	725-2652	認可保育所
52	き き よ う 保 育 園	80	195-0061	鶴川1-16-7	735-2242	認可保育所
53	田 園 保 育 園	66	194-0005	南町田3-1-1	795-1081	認可保育所
54	ユ ニ ケ 保 育 園	78	195-0074	山崎町457	791-0800	認可保育所
55	こ う り ん 保 育 園	100	194-0012	金森7-6-1	725-7070	認可保育所
56	ひ かり の 子 保 育 園	129	194-0037	木曾西1-34-1	793-6836	認可保育所
57	赤 ちゃ ん の 家 保 育 園	87	194-0013	原町田6-27-10	726-9558	認可保育所
58	た か ね 第 二 保 育 園	131	195-0074	山崎町1540-3	793-6736	認可保育所
59	町 田 南 保 育 園	109	194-0015	金森東4-36-8	796-8346	認可保育所
60	高 ケ 坂 保 育 園	70	194-0014	高ヶ坂6-2-10	727-2373	認可保育所
61	花 の 木 保 育 園	109	195-0057	真光寺3-1-6	734-6113	認可保育所
62	町 田 わ か く さ 保 育 園	175	194-0044	成瀬7-10-7	728-0288	認可保育所
63	し ぜ ん の 国 保 育 園	162	194-0035	忠生2-5-3	793-4169	認可保育所
64	成 瀬 南 野 保 育 園	80	194-0011	成瀬が丘3-22-1	795-2101	認可保育所
65	桜 台 保 育 園	88	194-0204	小山田桜台1-18	797-5131	認可保育所
66	三 輪 保 育 園	27	195-0054	三輪町1720-8	044-989-4639	認可保育所
67	ゆ う き 山 保 育 園	87	195-0071	金井町2938-14	737-7607	認可保育所
68	ク ロ ー バ ー 保 育 園	84	194-0211	相原町3338-1	782-4401	認可保育所
69	成 瀬 くり の 家 保 育 園	100	194-0044	成瀬1-5-1	710-8177	認可保育所
70	ね む の 木 保 育 園	55	194-0015	金森東3-17-25	706-0733	認可保育所
71	こ ば と 保 育 園	65	194-0012	金森6-37-18	796-3628	認可保育所
72	玉 川 さ く ら 保 育 園	67	194-0041	玉川学園3-35-48	725-2166	認可保育所
73	三 輪 あ い こ う 保 育 園	84	195-0054	三輪町82-7	044-987-9871	認可保育所
74	子 ど も の 森 保 育 園	99	194-0213	常盤町2970-1	798-7321	認可保育所
75	高 ケ 坂 ふ た ば 保 育 園	75	194-0014	高ヶ坂7-26-6	720-8215	認可保育所

(※1)町田市内の教育・保育施設一覧は、まちだ子育てサイトでもご覧いただけます。



(※2)「町田市保育コンシェルジュブック」では、園ごとに詳細情報をご覧いただけます。



町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
76	多摩境敬愛保育園	80	194-0212	小山町4464	775-1470	認可保育所
77	光の原保育園	100	194-0005	南町田1-3-48	788-5381	認可保育所
78	敬愛桃の実保育園	30	194-0215	小山ヶ丘3-28	770-1113	認可保育所
79	南つくし野保育園	94	194-0002	南つくし野2-17-1	788-5228	認可保育所
80	未来保育 CLUB	75	194-0021	中町1-31-4 NTT町田ビル1F	729-8228	認可保育所
81	東平ひまわり保育園	100	195-0052	広袴町543-1	736-2266	認可保育所
82	なごみ保育園	87	194-0013	原町田5-1-5	724-0753	認可保育所
83	ハッピードリーム鶴間	142	194-0005	南町田4-22-7	796-3322	認可保育所
84	井の花保育園	53	195-0062	大蔵町530-1	708-9541	認可保育所
85	おひさま共同保育園	54	195-0063	野津田町498-1	736-6648	認可保育所
86	すずらん保育園	40	194-0036	木曽東2-3-22	728-0270	認可保育所
87	みどりの森保育園	105	195-0053	能ヶ谷4-7-19	708-8161	認可保育所
88	サンフィール保育園	140	194-0212	小山町4604-2	700-8852	認可保育所
89	第二わかくさ保育園	53	194-0037	木曽西5-1-1	794-4666	認可保育所
90	わかば保育園	105	194-0032	本町田2591-20	726-1007	認可保育所
91	森野三丁目保育園	66	194-0022	森野3-11-16	710-7888	認可保育所
92	かえで保育園	100	194-0212	小山町775	798-0511	認可保育所
93	もみの木保育園	100	194-0215	小山ヶ丘1-3-2	860-0515	認可保育所
94	まなざし保育園	110	194-0038	根岸1-2-3	793-3216	認可保育所
95	光の森保育園	100	194-0022	森野5-21-5	720-8423	認可保育所
96	もりのおがわ保育園	120	194-0003	小川1-11-2	788-7025	認可保育所
97	アスク木曽西保育園	60	194-0037	木曽西3-18-2	789-2320	認可保育所
98	こっこのもり保育園	37	194-0213	常盤町3028-3	797-0611	認可保育所
99	もりの聖愛保育園	100	194-0022	森野4-8-10	722-0352	認可保育所
100	本町田わかくさ保育園	70	194-0032	本町田29-8	723-2789	認可保育所

(※1)町田市内の教育・保育施設一覧は、まちだ子育てサイトでもご覧いただけます。



(※2)「町田市保育コンシェルジュブック」では、園ごとに詳細情報をご覧いただけます。



町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
101	東平しらゆり保育園	100	195-0052	広袴町542	736-2276	認可保育所
102	こびとのもり保育園	96	194-0003	小川6-1-32	850-5423	認可保育所
103	レイモンド南町田保育園	60	194-0004	鶴間8-4-30ク レイントビル1F	706-9641	認可保育所
104	開進こども保育園	50	194-0032	本町田3350-38	711-6901	認可保育所
105	なごみ第二保育園	100	194-0013	原町田3-19-6	739-3753	認可保育所
106	太陽の子町田駅前保育園	39	194-0013	原町田6-17-8 オオレ1F	709-7177	認可保育所
107	カナリヤ保育園	33	195-0074	山崎町2130	794-6590	認可保育所
108	ぼっぼの森保育園	81	195-0062	大蔵町410	860-1515	認可保育所
109	かりん保育園	90	194-0215	小山ヶ丘1-10-2	860-0250	認可保育所
110	まちっこ保育園	80	194-0031	南大谷1400-1	785-5650	認可保育所
111	町田プチ・クレイシュ	80	194-0013	原町田6-28-19 フジビル98 1F	727-9188	認可保育所
112	つながり保育園・まちだ	19	194-0013	原町田5-3-8 グランシャリオ町田1F	812-4808	小規模保育所
113	わかくさのおうち	17	194-0011	成瀬が丘2-23-14	812-4394	小規模保育所
114	たけとんぼ保育園	19	194-0022	森野2-24-15	709-3606	小規模保育所
115	プチもり保育園	19	194-0215	小山ヶ丘4-1-10	703-5545	小規模保育所
116	鶴川フェリシア保育園	19	195-0054	三輪町122-12	044-281-4077	小規模保育所
117	つながりづくり保育園・原町田α	19	194-0013	原町田5-5-20	851-7285	小規模保育所
118	つながりづくり保育園・原町田β	19	194-0013	原町田5-5-20	851-7285	小規模保育所
119	さくらんぼ保育園	19	194-0022	森野1-7-11 パレス石川1F	850-9588	小規模保育所
120	高ヶ坂なかよし保育園	19	194-0014	高ヶ坂5-26-1	728-1025	小規模保育所
121	成瀬なかよし保育園	19	194-0045	南成瀬4-10-4	860-7703	小規模保育所
122	もりのこ第一保育園	19	194-0004	鶴間1-16-1	850-6010	小規模保育所
123	もりのこ第二保育園	19	194-0004	鶴間1-16-1	850-6010	小規模保育所
124	成瀬フェリシア保育園	19	194-0045	南成瀬5-1-12 SKビル1F	860-7581	小規模保育所
125	東平ひなぎく保育園	19	195-0062	大蔵町5002-2 鶴川メディカルモール2B1	860-5222	小規模保育所

(※1)町田市内の教育・保育施設一覧は、まちだ子育てサイトでもご覧いただけます。



(※2)「町田市保育コンシェルジュブック」では、園ごとに詳細情報をご覧いただけます。



町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
126	東平なでしこ保育園	19	195-0062	大蔵町5002-2 鶴川メディカルモール2B2	042-736-5666	小規模保育所
127	プチコパン保育室	5	194-0212	小山町3651-1	042-851-4300	家庭的保育者
128	家庭的保育室種まく人	5	194-0215	小山ヶ丘5-42-12	042-771-2442	家庭的保育者
129	ティンクほいくしつ	5	194-0212	小山町1618-103	042-719-6245	家庭的保育者
130	つぼみ保育室	5	194-0038	根岸2-16-5	042-793-0933	家庭的保育者
131	Mammy's 保育ルーム	5	194-0201	上小山田町442-24	042-860-0325	家庭的保育者
132	Aloha Keiki 家庭的保育室	5	194-0041	玉川学園4-23-14	042-729-7853	家庭的保育者
133	ぐりーんぴーす家庭的保育室	3	194-0031	南大谷1165-6	042-723-5221	家庭的保育者
134	スナグル・ポット保育ルーム	5	194-0014	高ヶ坂4-16-7	042-720-5235	家庭的保育者
135	こざくら保育室	5	194-0044	成瀬1-2-8 エクセルメゾン武番館101	042-725-1378	家庭的保育者
136	保育室こどものいえ	5	194-0005	南町田1-36-2	042-814-8211	家庭的保育者
137	野いちご保育室	5	194-0005	南町田3-44-60 キャロットハウス103	042-850-6343	家庭的保育者
138	ひだまり保育室	5	195-0072	金井4-19-37	042-737-4630	家庭的保育者
139	ななくさ家庭的保育室	5	195-0053	能ヶ谷7-23-31 きのかの家102	042-738-7059	家庭的保育者
140	にじの丘家庭的保育室	5	195-0053	能ヶ谷6-28-20	042-736-7699	家庭的保育者
141	ゆりかご保育室	3	195-0053	能ヶ谷5-8-11	042-734-4752	家庭的保育者
142	ほほえみ家庭的保育室	5	195-0055	三輪緑山3-2106-25	044-712-7900	家庭的保育者
143	町田多摩境雲母保育園	40	194-0215	小山ヶ丘3-28 アバガーデンパレス多摩境1階	042-703-7985	認証保育所
144	にじいろ保育園町田	30	194-0013	原町田4-1-11 大塚プラザビル3階	042-721-1808	認証保育所
145	都市型保育園ボラー東京成瀬園	80	194-0045	南成瀬1-3-5 そうてつローゼン 成瀬SC アネックスビル2階	042-710-5150	認証保育所
146	ポピンズナーサリースクール南町田	34	194-0005	南町田5-14-4 ガーデンセンシア内プラザ2階	042-788-2107	認証保育所
147	木下の保育園鶴川	30	195-0053	能ヶ谷1-6-2 小田急マルシェ鶴川3	042-708-1451	認証保育所
148	グランハートヤクルト保育ルーム	19	195-0075	山崎町2055-2	042-794-9377	企業主導型保育所
149	保育施設ポエモ	12	194-0022	森野1-9-18 プリマ・コスモ2階	042-860-6380	企業主導型保育所
150	相原駅前保育園ティコティコらんど	19	194-0211	相原町1164 相原ウエストビル2階	042-779-7224	企業主導型保育所

(※1) 町田市内の教育・保育施設一覧は、まちだ子育てサイトでもご覧いただけます。



(※2) 「町田市保育コンシェルジュブック」では、園ごとに詳細情報をご覧いただけます。



町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
151	キッズアプローチ南町田	17	194-0004	鶴間1-3-16	042-706-8799	企業主導型保育所
152	アロハスマイル	11	194-0045	南成瀬1-2-1 成瀬駅前ハイツ1	042-719-9218	企業主導型保育所
153	ジョイキッズ	30	195-0054	三輪町392-1 ビジョンセンター 2階	044-328-9040	企業主導型保育所
154	ことりの森保育園	16	194-0041	玉川学園2-3-21	042-860-7079	企業主導型保育所
155	つながりづくり保育園 ・はらまちだ for STAFF	15	194-0013	原町田5-5-21	042-851-7285	企業主導型保育所
156	セブンなないろ保育園	33	194-0043	成瀬台3-8-7	03-6238-3757	企業主導型保育所
157	ベストキッズ南町田保育園	19	194-0005	南町田3-23-5 Heimataette恂恂館102号	042-850-5771	企業主導型保育所
158	成瀬駅前保育園だんでらいおん	9	194-0045	南成瀬1-9-1 MUビル2階B	042-706-8470	企業主導型保育所
159	KBC ほいくえん南町田	18	194-0005	南町田5-2-1 南町田5丁目ビル1階	042-850-6805	企業主導型保育所
160	鶴川若竹保育園	12	195-0063	野津田町1303番地	042-735-5210	企業主導型保育所
161	はやしクリニック病児保育室	6	194-0035	忠生2-29-20	042-793-3722	病児・病後児保育
162	病児保育室おおきな樹	4	194-0013	原町田6-22-15	042-794-7954	病児保育
163	ほりのうちキッズガーデン	4	192-0363	八王子市別所2-2-1-102	042-670-2016	病児保育(広域連携)
164	みなみ野こどもクリニック 病児保育室む〜みんルーム	4	192-0917	八王子市西片倉3-1-6 第2みなみ野クリニックセンター3階	090-5801-5151	病児保育(広域連携)
165	病児保育「はる」	7	193-0832	八王子市散田町3-8-10 1階	042-663-0111	病児保育(広域連携)
166	ききょう保育園 病後児保育室「ひまわり」	4	195-0061	鶴川1-16-7	042-735-2242	病後児保育
167	小野路保育園第一分園 病後児保育室「つくし組」	4	195-0063	野津田町1084-1	042-708-0231	病後児保育
168	高ヶ坂ふたば保育園 病後児保育室「こすもす」	4	194-0014	高ヶ坂7-26-6	042-720-8216	病後児保育
169	かえで保育園 病後児保育室「れんげ」	4	194-0212	小山町775	042-798-0511	病後児保育
170	町田ファミリー・サポート・センター	-	194-0013	原町田4-24-6 せりがや会館1階	042-703-3990	ファミサポ
171	町田市子ども発達センター	-	194-0021	中町2-13-14	042-726-6570	児童発達支援 保育所等訪問支援
172	運動療育で生きる力を育む シエル 中町教室	-	194-0021	中町3-10-9 アーバン第3ビルラ・ヴィ201	042-794-7256	児童発達支援
173	ぴっころもんど	-	194-0021	中町4-13-1 1階	042-785-5141	児童発達支援
174	おもちゃ箱キッズ南まちだ園	-	194-0005	南町田5-4-1 7ロビン1-B	042-706-8332	児童発達支援
175	プラナスデイサービス センター	-	194-0212	小山町4319-2	042-812-0276	児童発達支援

(※1) 認可外保育施設やベビーシッターは、東京都福祉保健局HPをご確認ください。



(※2) 最新の企業主導型保育施設については、企業主導型保育事業ポータルサイトをご確認ください。



町田市内の教育・保育施設一覧

2019年10月時点

No	施設名称	定員	郵便番号	所在地	電話番号	種類
176	アイ・らんど 忠生	-	195-0074	山崎町2055-2 C-113	042-794-9366	児童発達支援
177	運動療育で生きる力を育む シエル 町田 教室	-	194-0023	旭町2-13-3 サンライズ旭町2階	042-810-2236	児童発達支援
178	ボワ・コンサール	-	194-0037	木曽西2-6-12	042-791-5262	児童発達支援
179	おもちゃ箱 まちだ	-	194-0037	木曽西3-18-2-2階	042-794-9117	児童発達支援
180	でんでん虫の家・町田	-	194-0032	本町田97 イ-4号棟0-1号室	042-720-5231	児童発達支援
181	ライシャワ・クレーマ学園	-	195-0063	野津田町1942	042-735-2361	児童発達支援

(※1)認可外保育施設やベビーシッターは、東京都福祉保健局HPをご確認ください。



(※2)最新の企業主導型保育施設については、企業主導型保育事業ポータルサイトをご確認ください。



お問合せ 042-722-3111(代表)



●幼稚園・保育園・認定こども園の利用に関すること

〒194-8520 町田市森野2-2-22 2階204窓口
町田市子ども生活部保育・幼稚園課
TEL:042-724-2137 FAX:050-3161-8635



●町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育に関すること

〒194-8520 町田市森野2-2-22 2階203窓口
町田市子ども生活部子育て推進課
TEL:042-724-4468 FAX:050-3101-9459



●認可外保育施設等の無償化の給付に関すること

〒194-8520 町田市森野2-2-22 2階202窓口
町田市子ども生活部子ども総務課
TEL:042-724-2551 FAX:050-3101-8377



●障がい児の発達支援に関すること

〒194-8520 町田市森野2-2-22 1階113窓口
町田市地域福祉部障がい福祉課
TEL:042-724-3089 FAX:050-3101-1653



〒194-0021 町田市中町2-13-14
町田市子ども生活部子ども発達支援課
TEL:042-726-6570 FAX:042-726-0454

